

# 免税軽油使用者証関係手続き に係る鹿児島県電子申請共同 運営システム操作マニュアル

令和7年10月作成

鹿児島県総務部税務課

# 目次

1	手続きの流れ【申請者側の操作】	1
2	審査の流れ【鹿児島県側の操作】	10
3	事務フロー	15

# 1 手続きの流れ

## 【申請者側の操作】

鹿児島県電子申請共同運営システム（以下「システム」という。）を活用して、軽油引取税に係る免税軽油使用者証の関係手続き（交付・更新・再交付・書換え）を行うことができます。

- ① ○県ホームページ又は県電子申請共同運営システムから手続き案内画面を開く。  
○県電子申請共同運営システムから開く場合は、申請先の選択画面で「鹿児島県」を選択し、分野「税金」から、【免税軽油】使用者関係手続き（交付・更新・再交付・書換え）を選択

The screenshot shows the '鹿児島県電子申請共同運営システム (e(い)申請)' interface. The '申請先の選択' (Select Application Destination) screen is displayed, with '鹿児島県' (Kagoshima Prefecture) selected in a red box. Below it, a grid of municipalities is shown, including '阿久根市', '天城町', '奄美市', '伊佐市', '出水市', 'いちき串', '鹿児島市', '鹿屋市', '喜界町', '肝付町', '霧島市', '錦江町', '薩摩川内市', '志布志市', and '曾於市'. The '税金' (Tax) category is selected in the '検索条件' (Search Conditions) section, also highlighted with a red box. The '手続きの選択' (Select Procedure) section shows '自動車税住所等変更届' (Vehicle Tax Residence Change Notice) and '【免税軽油】使用者証関係手続き (交付・更新・再交付・書換え)' (Tax-exempt kerosene user certificate related procedures), with the latter highlighted in a red box. The interface includes a search bar, a list of search conditions, and a list of procedures to choose from.

# 1 手続きの流れ

## 【申請者側の操作】

- ② ○「様式をダウンロードする」ボタンから、様式をダウンロード後、「電子申請をする（電子証明書が不要）」を押下

※以下は画面下部にスクロール後の画面

* 南薩地域振興局県税課 所管：枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市 TEL：0993（52）1317	
* 北薩地域振興局県税課 所管：阿久根市、出水市、薩摩川内市、薩摩郡、出水郡 TEL：0996（25）5205	
* 始良・伊佐地域振興局県税課 所管：霧島市、伊佐市、始良市、始良郡 TEL：0995（63）8126	
* 大隅地域振興局県税課 所管：鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡、肝属郡 TEL：0994（52）2097	
* 大隅地域振興局曾於市駐在 所管：曾於市・志布志市・曾於郡 TEL：0994（52）1138	
* 熊毛支庁県税課 所管：西之表市、熊毛郡 TEL：0997（22）0006	
* 大島支庁県税課 所管：奄美市、大島郡 TEL：0997（57）7229	
載方法等	
公開期間	2025年08月22日～
受付期間	公開期間と同じ
紙サイズ	A4 縦 1ページ

↓ 様式をダウンロードする

🖨️ 電子申請をする(電子証明書が不要)

🏠 県ホームページにアクセスする

[選択へ戻る](#)

※1 県ホームページから、既に様式をダウンロードしている場合は、「様式をダウンロードする」の押下は不要（以下は、ダウンロード後の各手続きの様式フォルダ）

📁 ダウンロード > siyousyasyou_kannkeitetuduki.zip > siyousyasyo						
🗑️	🔍	📄	🗑️	↕ 並べ替え	☰ 表示	📁 すべて戻
名前						種類
📁 01siyousyasyoukouhusinsei_免税軽油使用者証交付申請						フォルダ
📁 02siyousyasyoukouhushinsei_免税軽油使用者証更新申請						フォルダ
📁 03messhituhokoku_免税軽油使用者証減失報告・再交付申請						フォルダ
📁 04kakikae_免税軽油使用者証書換え申請						フォルダ

※2 「県ホームページにアクセスする」を押下すると、県のホームページの「軽油引取税」の画面に遷移する。

# 1 手続きの流れ

## 【申請者側の操作】

- ③ ○メールアドレスを入力し、「ログインしないで申請する」を押下

**ログイン**

- この手続きは利用者登録を行わなくても申請が可能です。
- 申請方法をメールでお知らせしますので、メールアドレスを入力してください。
- 利用者登録済の方は利用者IDとパスワードを入力して、「ログイン」ボタンをクリックし、ログインした上で申請することも可能です。

メールアドレス  
メールアドレス

**ログインしないで申請する**

※初回ログイン時の「利用者ID」「パスワード」はメールにて通知しております。

利用者ID  
利用者ID

パスワード  
パスワード

**ログイン**

GビズID  
GビズIDでログイン

**利用者登録** 利用者登録を行い、利用者IDを発行します

- ボタンを押下後、仮受付の完了画面が表示される。

インターネット ポータルサイト × 仮受付完了 × +

← ↻ 🏠 🔒 https://hyouka.kagoshima.e-harp.jp/SdsJuminWeb/ShinseilsLoginNotLogin

**鹿児島県電子申請共同運営システム**  
**(e (いー) 申請)**  
鹿児島県と県内の市町村への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。

**仮受付完了**

- 入力されたメールアドレス宛てに申請方法を送ります。
- メールの内容をご確認の上、申請してください。

# 1 手続きの流れ

## 【申請者側の操作】

### ④ ○送付されたメール文中の「入力開始ページ」のURLを押下

差出人 : "鹿児島県電子申請共同運営システム (e (いー) 申請)" <no-reply@shinsei.pref.kagoshima.jp>  
件名 : 【テストメール】【電子申請】申請方法のお知らせ  
日時 : 2025年09月24日(水) 16:09

このメールは「鹿児島県電子申請共同運営システム (e (いー) 申請)」  
にご登録いただいたお客様のアドレスにお送りしています。  
返信メールでお問い合わせいただいても、お答えができませんので  
あらかじめご了承ください。

このたびは鹿児島県電子申請共同運営システム (e (いー) 申請) を  
ご利用いただきありがとうございます。  
手続きの申請方法をお知らせいたします。  
本メールの内容をご確認の上、大切に保管してください。

【申請先】 鹿児島県  
【手続き名】 【免税軽油】使用者証関係手続き (交付・更新・再交付・書換え)  
【受付日時】 2025年09月24日 16時09分  
【仮受付番号】 121000  
【有効期限】 2025年09月27日

■申請の方法  
次のページから申請できます。  
申請を開始するには上記の仮受付番号のほか、ご入力いただいた  
メールアドレスが必要です。  
有効期限を過ぎた場合はアクセスできなくなりますのでご注意  
ください。

【入力開始ページ】  
<https://hyouka.kagoshima.e-harp.jp/SdsJuminWeb/directCall.harp?actkey=dXEpnOZ5tjq/egOdP/-xlo1lyuy7Q2fjNrpYyXTro25s/DQ--bS5eNoxsEKL6lEpdIbc8A0crQmfEjqbWhQzrmJl5Hb/BbwhA8mgxz-GvVJQaS51Dht24/YcGMKVM1PgkVXoXDMrNpydtZ1vaxC-kXOeKtc62x1LtVYMI0gOvvam3QNPv2feN3btzDfE7OrpYroMdyx4v7MTS/LhK92D2FOaBcTfHXAcc9ffVAJHfqA-uhrHsrhA>

※本メールはご入力いただいたメールアドレスにお送りしています。

※このメールに心当たりのない方は、次のページよりお問い合わせ  
ください。  
[https://hyouka.kagoshima.e-harp.jp/public\\_46/inquiry.html](https://hyouka.kagoshima.e-harp.jp/public_46/inquiry.html)

※鹿児島県電子申請共同運営システム (e (いー) 申請) は、  
鹿児島県内の各自治体から委託を受けて株式会社HARPが  
運用しています。  
<http://www.e-harp.jp/>

宛先 : "t-es@pref.kagoshima.lg.jp" <t-es@pref.kagoshima.lg.jp>

CC :

BCC :

# 1 手続きの流れ

## 【申請者側の操作】

- ⑤ ○③で入力したメールアドレスとシステムから送信されたメールに記載されている仮受付番号を入力し、「申請を開始する」を押下

### 申請開始

- メールアドレスと仮受付番号を入力して、「申請を開始する」ボタンをクリックしてください。

申請先	鹿児島県
手続名	【免税軽油】使用者証関係手続き（交付・更新・再交付・書換え）
受付日時	2025年09月24日 16時09分

メールアドレス

仮受付番号

- ※「メールアドレス」は申請した際にお客様が入力したメールアドレスです。
- ※「仮受付番号」は申請した際にメールにてお知らせした番号です。

[このサービスについて](#) | [システム説明](#) | [利用規約](#) | [特定商取引法に基づく表示](#) | [サービスに関するお問い合わせ](#)

# 1 手続きの流れ

## 【申請者側の操作】

### ⑥ ○必要事項を入力し、「次へ」を押下

#### 免税軽油に係る使用者証関係手続き

**必須** 印は必須項目です。必ずご記入ください。

▲ 文字を変換するときに、🔍 環境依存文字は使用することはできませんので、ご注意ください。

▲ ブラウザの「戻る」「更新」ボタンを使用すると正しく処理できませんので、使用しないでください。

▲ 60分間通信がない（ページ移動がない）場合、タイムアウトとなり入力内容が破棄されます。ご記入に時間がかかる場合は一時保存をご利用ください。

#### [1] 申請先 **必須**

お住まいの（事業所のある）市町村に最寄りの地域振興局・支庁を選んでください。

- 鹿児島地域振興局課税課（鹿児島市、日置市、いちき串木野市、三島村、十島村）
- 南薩地域振興局県税課（枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市）
- 北薩地域振興局県税課（阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町）
- 始良・伊佐地域振興局県税課（姦島市、伊佐市、始良市、湧水町）
- 大隅地域振興局県税課（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町）
- 姦毛支庁県税課（西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町）
- 大島支庁県税課（奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町）

#### [2] 個人・法人 **必須**

- 個人
- 法人

#### [3] 申請方法 **必須**

- 個別申請
- 共同申請

#### [6] 電話番号 **必須**

入力例:0123456789、012-345-6789

#### [7] メールアドレス **必須**

t-es@pref.kagoshima.lg.jp

#### [8] 申請の同意事項 **必須**

- ・手数料は申請者1人につき、500円となります。お住まいの市町村の最寄りの地域振興局・支庁窓口で、県税証紙にてお支払いください。
- ・窓口にて手数料の支払いを確認できたら、免税軽油使用者証をお渡します。
- ・免税軽油使用者証に記載される日付は、審査完了日の日付となります。  
(1個まで選択可能)

同意します

次へ

☒ (トップページ) へ戻ります

# 1 手続きの流れ

## 【申請者側の操作】

⑦

○行おうとする手続きの種類に応じて、資料の提出方法を選択し、「次へ」を押下

### 鹿児島県電子申請共同運営システム (e(いー)申請)

鹿児島県と県内の市町村への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。

申請書入力 添付資料選択 送信内容確認 送信完了

#### 添付資料選択

- 申請に必要な添付資料の提出方法を指定してください。提出方法の申請時添付を指定した場合にのみファイル選択が可能になります。
- 必要な書類の詳細について不明な場合は、「よくあるご質問」の「Q.申請書に入力する内容や必要な書類がわかりません。」をご確認ください。
- 【申請時添付】の場合、【ファイルを選択】をクリックして対象ファイルを選択してください。
- すべての添付資料について提出方法を指定したら【次へ】をクリックしてください。
- 添付可能な資料のファイルサイズは1ファイルあたり最大10 MB、合計サイズは最大20 MBです。

申請先	鹿児島県
手続名	【免税軽油】使用者証関係手続き(交付・更新・再交付・書換え)

文書名	備考	必須/任意	提出方法	
01免税軽油使用者証交付申請書	単独申請(交付・更新・再交付)の場合はこちら	任意	<input type="radio"/> 申請時添付 <input type="radio"/> 郵送で提出 <input type="radio"/> 窓口で提出 <input type="radio"/> 提出しない	ファイルの選択 ファイルが選択され
02免税軽油使用者証共同交付申請書	共同申請(交付・更新・再交付)の場合はこちら	任意	<input type="radio"/> 申請時添付 <input type="radio"/> 郵送で提出 <input type="radio"/> 窓口で提出 <input type="radio"/> 提出しない	ファイルの選択 ファイルが選択され
03誓約書(地方税法施行規則第十六号の十八様式)		任意	<input type="radio"/> 申請時添付 <input type="radio"/> 郵送で提出 <input type="radio"/> 窓口で提出 <input type="radio"/> 提出しない	ファイルの選択 ファイルが選択され
04免税軽油使用者証交付申請書添付明細書		任意	<input type="radio"/> 申請時添付 <input type="radio"/> 郵送で提出 <input type="radio"/> 窓口で提出 <input type="radio"/> 提出しない	ファイルの選択 ファイルが選択され
05免税軽油使用者証書換申請書	書換えの場合はこちら	任意	<input type="radio"/> 申請時添付 <input type="radio"/> 郵送で提出 <input type="radio"/> 窓口で提出 <input type="radio"/> 提出しない	ファイルの選択 ファイルが選択され
06注意事項(鹿児島県軽油引取税取課事務要綱第8号様式)		任意	<input type="radio"/> 申請時添付 <input type="radio"/> 郵送で提出 <input type="radio"/> 窓口で提出 <input type="radio"/> 提出しない	ファイルの選択 ファイルが選択され
別記様式10号_免税軽油使用者証滅失・紛失届		任意	<input type="radio"/> 申請時添付 <input type="radio"/> 郵送で提出 <input type="radio"/> 窓口で提出 <input type="radio"/> 提出しない	ファイルの選択 ファイルが選択され

次へ

申請書一時保存 入力途中の申請書を一時的に保存します

申請中止 申請書の入力を中止して「申請先の選択(トップページ)」へ戻ります

戻る

# 1 手続きの流れ

## 【申請者側の操作】

- ⑧ ○「申請内容確認情報」に任意のパスワードを入力し、「送信」を押下  
※パスワードは、申請内容等を確認する際に必要になります。

申請書入力 > 添付資料選択 > **送信内容確認** > 送信完了

### 送信内容確認

- 【送信】ボタンをクリックした後にブラウザの「戻る」、「更新」、「中止」操作を行わないでください。
- 申請書を送信します。
- 内容をご確認の上、よろしければ【送信】をクリックしてください。

申請先	鹿児島県
手続名	<span style="background-color: #0056b3; color: white;">XXXXXXXXXX</span> <a href="#">手続案内</a>

申請書表示

### 送信内容

添付資料	操作
XXXXXXXXXX	表示
	表示
	提出しない
	提出しない
	表示
	提出しない 提出しない

### 申請内容確認情報

パスワード (半角英数記号8文字以上127文字以内)	必須	申請内容確認時にこのパスワードが必要となりますので、控えておいてください。 <input type="password"/>
パスワード再入力 (半角英数記号8文字以上127文字以内)	必須	<input type="password"/>

送信

# 1 手続きの流れ

## 【申請者側の操作】

- ⑧ ○ログインの際に入力したメールアドレスに、システムから申請受付のお知らせメールが届く。  
(必要に応じて、申請内容の確認をしてください。)

差出人："鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）"<no-reply@shinsei.pref.kagoshima.jp>  
件名：【テストメール】【電子申請】申請受付のお知らせ  
日時：2025年09月24日(水) 16:49

このメールは「鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）」  
にご登録いただいたお客様のアドレスにお送りしています。  
返信メールでお問い合わせいただいても、お答えができませんので  
あらかじめご了承ください。

このたびは鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）を  
ご利用いただきありがとうございます。  
次の通りお客様からの申請を受付しましたのでお知らせいたします。  
本メールの内容をご確認の上、大切に保管してください。

【申請先】 鹿児島県  
【手続き名】【免税軽油】使用者証関係手続き（交付・更新・再交付・書換え）  
【受付日時】2025年09月24日 16時49分  
【受付番号】121005

■申請内容のご確認方法  
次のページから確認できます。  
申請内容を確認するには上記の受付番号のほか、ご入力いただいた  
メールアドレスおよびパスワードが必要です。

【申請内容確認ページ】

<https://hyouka.kagoshima.e-harp.jp/SdsJuminWeb/directCall.harp?actkey=dXEpnOZ5tjq/egOdP/AXQXnTbQXiEnJloPFLO/OM8rOvnYssHMenEn4jJP/Uq3ItrMTS/LhK92D2FOaBcTfHXAcc9ffVAJHfqA>

※本メールはご入力いただいたメールアドレスにお送りしています。

※このメールに心当たりのない方は、次のページよりお問い合わせ  
ください。

[https://hyouka.kagoshima.e-harp.jp/public\\_46/inquiry.html](https://hyouka.kagoshima.e-harp.jp/public_46/inquiry.html)

※鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）は、  
鹿児島県内の各自治体から委託を受けて株式会社HARPが  
運用しています。

<http://www.e-harp.jp/>

宛先："t-es@pref.kagoshima.lg.jp"<t-es@pref.kagoshima.lg.jp>

CC：

BCC：

申請者におけるシステムでの手続きは、以上で完了です。

## 2 審査の流れ

## 【鹿児島県側の操作】

- ① ○申請者がシステムから申請後、税務課間税系のメールアドレスに申請受付のお知らせメールが届く。  
メール受領後、税務課間税係において、申請の先の事務所に、申請データの割り振りを行う。

### 総務部税務課間税係

差出人："鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）"<no-reply@shinsei.pref.kagoshima.jp>  
件名：【テストメール】【電子申請】申請受付のお知らせ  
日時：2025年09月24日(水) 17:08

次の通り申請を受け付けましたのでお知らせします。

【申請先】 鹿児島県  
【手続名】 【免税軽油】使用者証関係手続き（交付・更新・再交付・書換え）  
【利用者ID】 SDSGuest2  
【受付日時】 2025年09月24日 16時49分  
【受付番号】 121005

#### ■申請内容の確認・審査等について

鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）へログイン後、内容確認や審査結果の入力等を行って下さい。

※審査中の申請情報を確認してください。

【電子申請システムログインページ】

<https://hyouka.kagoshima.e-harp.jp/SpoStaffWeb/LoginPageHome?lgCode=460001>

※このメールは「鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）」

- ② ○各事務所において、システムで、電子申請手続き一覧画面を確認し、審査中を押下

鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）

### 総合窓口（手続管理者用マイページ）

評価用

鹿児島県 総務部税務課間税係 高江翔巨

よくある質問 ● 操作手順書 ● システム説明

#### マイページ

ログアウト

#### メニュー

電子申請

HARPフォーム

#### 手続管理者用メニュー

手続管理

所属利用者一覧

利用者情報の変更等

ホーム

#### ■お知らせ

2018年10月30日

●●● こちらは、評価用システムです。 ●●● [詳細](#)

#### ■業務案件

業務名	状況
電子申請	受付依頼中 0件 受付中 0件 <b>審査中 1件</b> 納付待ち 0件 交付待ち 0件 簡易通知書発行待ち 0件 通知書登録待ち 0件

## 2 審査の流れ

## 【鹿児島県側の操作】

- ③ ○申請届出一覧から、審査を行う項目の「詳細」を押下

表示件数： 10 ▼

申請届出一覧								
<input type="checkbox"/> 全選択 <input type="checkbox"/> 全解除	申請状態	納付方法	納付状態	受付日 ▲	受付番号	手続名	申請者名	詳細
<input type="checkbox"/>	審査中	-	-	2025/09/24	121005	【免税軽油】使用者 証関係手続き（交 付・更新・再交付・ 書換え）	間税 太郎	<a href="#">詳細</a>

1

一括受理

選択した受付中の申請に対して、一括で受理を行います。

一括承認

選択した審査中の申請に対して、一括で承認を行います。

通知書一括登録

CSV形式のファイルを使用して、一括で通知書の登録を行います。

通知書一括発行

選択した通知書発行待ちの申請に対して、一括で通知書の発行を行います。

通知書一括完了

選択した通知書未取得の申請に対して、一括で通知書取得済みに変更を行います。

簡易通知書一括発行

選択した簡易通知書発行待ちの申請に対して、一括で簡易通知書の発行を行います。

CSV出力

選択した申請の基本情報（申請状態、受付日、受付番号、手続名、申請者名、メールアドレス）をCSV出力します。

申請書一括出力

選択した申請の申請書を、1ファイルにまとめてPDF出力します。

通知書一括出力

選択した申請の通知書を、1ファイルにまとめてPDF出力します。

申請データ一括削除

選択した申請の一括削除を行います。削除後はデータの復旧はできませんのでご注意ください。

## 2 審査の流れ

## 【鹿児島県側の操作】

④

- 申請内容の確認を行う。
- 提出書類の不足や申請内容について修正・確認が必要な場合は、電話メール等で連絡する。

### 詳細

- ・背景色がオレンジ色の項目および、項目名に（※）が付いている項目は、入力項目です。
- ・削除後は申請データの復旧はできませんのでご注意ください。

手続名

【免税軽油】使用者証関係手続き（交付・更新・再交付・書換え）

### 基本情報

申請状態	審査中	審査履歴
手続名	【免税軽油】使用者証関係手続き（交付・更新・再交付・書換え）	
受付番号	121005	
受付日時	2025/09/24 16:49	
本人区分	本人	
申請者	氏名	間税 太郎
	住所	
代理人	氏名	
	住所	
	委任状の状態	
問い合わせ先	<a href="mailto:t-es@pref.kagoshima.lg.jp">t-es@pref.kagoshima.lg.jp</a>	
IP	57.140.64.4	
User Agent	Mozilla/5.0 (Windows NT 10.0; Win64; x64) AppleWebKit/537.36 (KHTML, like Gecko) Chrome/124.0.0.0 Safari/537.36 Edg/124.0.0.0	

### 申請情報

申請書	【免税軽油】使用者証関係手続き（交付・更新・再交付・書換え）	表示
-----	--------------------------------	----

#### ⚠注意1 ⚠

システムの補正指示機能を活用して修正依頼等を行うことも可能ですが、タイムラグの発生や認識違い等による複数回のやりとりなどにより、申請者、審査者双方にとって事務負担が大きくなるのが想定されますので、基本的には、電話等で直接対応されることをお勧めします。

#### ⚠注意2 ⚠

(1)～(6)で申請者が誤った申請先を選択した場合、県側で修正ができないため、改めて申請しなおすように連絡するか、担当の局・支庁に申請書等のデータを送付する必要がありますので、処理漏れに繋がらないよう、十分に連携の上、対応してください。

## 2 審査の流れ

## 【鹿児島県側の操作】

- ⑤ ○書類が完備されたら、紙での申請と同様、税務総合システムで必要な処理を行い、決議書の決裁を得る。
- ⑥ ○決裁後、電子申請システムで「申請者へのメール通知」欄の「無し」を選択し、「承認」を押下

別送資料	-
記事(※)	<input type="text"/>
申請・届出修正終了日(※) (補正指示の時は必須)	○有り ○無し (例 2012/04/01 または 2012/4/1) <input type="text"/>
職権訂正有無	-
理由(※) (補正指示/不受理/差戻/ 職権訂正/中止の時は必須)	<input type="text"/>
申請者へのメール通知(※) (必須)	○有り <input checked="" type="radio"/> 無し
連絡事項(※) (申請者へのメールに記載されます)	<input type="text"/>

承認

詳細登録

承認は行わずに、入力結果の保存のみを行います。

補正指示

申請者に対して補正を依頼するためのメールを送信します。

申請不受理

申請を不受理とするとともに、その旨を申請者に対してメールで通知します。

受付差戻

依頼を受けた申請の受付を差し戻すとともに、その旨を受付振分担当者にメールで通知します。

職権訂正

申請書の内容を職権で訂正します。

審査中止

申請の審査を中止します。

申請データ削除

申請データを削除します。削除後は申請データの復旧はできませんのでご注意ください。

### △注意△

「申請者へのメール通知」欄を「有り」にすると、申請者に審査が完了した旨のメールが自動送付されるため注意する。

## 2 審査の流れ

## 【鹿児島県側の操作】

- ⑦ ○「承認」を押下すると、以下の画面になる。



- ⑧ ○紙申請の時と同様、使用者証を申請者へ交付

以上で、すべての手続きは完了です。

### 3 事務フロー

